

5 県内感染期
<p><b>予想される状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内では、国内感染期にある。            (国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</li> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<p><b>目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p><b>対策の考え方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 県内及び市内の発生状況等から、市の実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

**(1) 実施体制**

(1)-1 実施体制等

- ① 市は、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期に入った旨公示し、県が、県内感染期に入ったことを宣言したときは、「胎内市新型インフルエンザ等対策本

部会議」を開催し、県内感染期における対策等を検討、実行する。

(総務課)(健康福祉課)

- ② 市は、引き続き、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、特措法第34条に基づく胎内市対策本部の設置(移行)を準備する。(総務課)(健康福祉課)

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

① 対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条第1項の規定により、胎内市新型インフルエンザ等対策本部を速やかに設置する。(総務課)(健康福祉課)

② 県等の緊急事態措置の代行

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置に係る事務等を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、県に対して措置の全部又は一部の代行を要請する。(総務課)(総合政策課)

③ 他の市町村等による応援

市は、緊急事態措置の実施にあたり必要があると認める場合は、特措法の規定に基づき、他の市町村等に対する応援等の要請を検討する。(総務課)

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置(県行動計画抜粋)

① 市町村の緊急事態措置の代行(特措法第38条)

県は、市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、当該市町村の要請を受け、特措法の規定に基づき、当該措置の全部又は一部を代行する。

② 他の都道府県等による応援等(特措法第39条)

県は、新型インフルエンザとのまん延により緊急事態措置を実施することができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、他の都道府県等による代行、応援等の措置を活用する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

市は、引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報(発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等)を収集する。

(2)-2 サーベイランス

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。(健康福祉課)

**サーベイランス・情報収集に関する県の対策（県行動計画抜粋）**

- ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 引き続き、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

**(3) 情報提供・共有**

(3)-1 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(総務課)(健康福祉課)(市民生活課)

- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

(総務課)(健康福祉課)(市民生活課)(学校教育課)

- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉課)

- ④ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。(総務課)(健康福祉課)

(3)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(総務課)(健康福祉課)

(3)-3 コールセンター等の継続

- ① 市は、国や県からの要請に応じ、住民からの相談の増加に備え、コールセンター等の相談体制を継続する。(健康福祉課)
- ② 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。(健康福祉課)

**(4) 予防・まん延防止**

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 市は、県等と連携し、住民や事業者等に対して、直接又は団体等を経由して、次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉課)
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(総務課)(健康福祉課)
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行い、又は行うよう学校の設置者に要請する。  
(総務課)(学校教育課)(健康福祉課)
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉課)
- ② 市は、県等と連携し、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉課)

(4)-2 水際対策

県では、引き続き、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、必要に応じて保健所において必要な健康監視等の対応をとる。また、県民に対して不要不急の出国を自粛するよう要請するとともに、渡航者、入国者等への注意喚起を継続する。市町村は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

なお、国は、国内の状況等を踏まえ水際対策の合理性が認められなくなった場合には、その措置を縮小することとしている。(総務課)(健康福祉課)

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に

応じ、次の対策を行う。

① 外出自粛の要請等

市は、県が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請した場合は、市民等に周知する。

(総務課) (健康福祉課)

② 施設の使用制限の要請等

- ・ 市は、県が、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。

(総務課) (健康福祉課) (学校教育課) (生涯学習課)

- ・ 市は、県が、特措法第 24 条第 9 項、第 45 条第 1 項又は第 45 条第 3 項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請等をした場合は、住民や施設所有者等に周知するとともに、市所有施設等について、必要な措置を講じる。(総務課) (総合政策課) (生涯学習課)

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置（県行動計画抜粋）

県は、患者数の増加に伴い地域の医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ・ 特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対して、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 予防接種

### (5)-1 特定接種、住民接種

市は、海外発生期に引き続き、特定接種を進める。(総務課)(健康福祉課)

### (5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (6) 医療

### (6)-1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県等と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

県（及び保健所設置市）では、医療に関して次のとおり対策を行うことから、市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### 医療に関する県の対策（県行動計画抜粋）

#### ○ 患者への対応等

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・ 医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ・ 医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、診療が継続されるよう調整する。

#### ○ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

○ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し、県内の流通状況を調査するとともに、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、医療機関等への抗インフルエンザウイルス薬の供給が滞るおそれが生じる場合等には、県備蓄分を放出し、必要に応じて、国に対して、国備蓄分を放出するよう要請する。

○ 医療機関・薬局等における警戒活動

県警本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

上記の対策に加え、必要に応じて、次の対策を行う。

○ 医療等の確保（特措法第47条）

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

○ 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）

- ・ 区域内の医療機関が不足した場合、国と連携し、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。
- ・ 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

**(7) 市民活及び経済の安定の確保**

(7)-1 事業者の対応

- ① 市は、国及び県が行う、県内の事業者に対する、発生状況等の情報収集、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始に関する要請等について、適宜、協力する。

(総務課)(健康福祉課)

- ② 市は、国が行う、登録事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請について、適宜、協力する。(総務課)(健康福祉課)

(7)-2 住民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行

動をとるよう呼びかける。(総務課)

- ② 市は、県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜、協力する。(総務課)

(7)-3 遺体の火葬・安置

市は、県等からの要請を踏まえ、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

(市民生活課)

(7)-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

市は、関係団体の協力を得ながら、要援護者への生活支援等を行う。

(健康福祉課)

(7)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・ 市は、国から示される、事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜、県に協力する。(総務課)
- ・ 市は、事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認及び必要な対策の検討について、適宜、県に協力する。

② 水の安定供給

市は、浄水・排水設備等の保守点検、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県等と連携して、市町村内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、住民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総務課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(総務課)
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務課)

⑤ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

市は、県等の要請に応じ、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障害者等の



要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉課）

⑥ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民生活課）
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国や県等と連携して、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、国が緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続等の特例に基づき対応する。
- ・ 市は、県からの要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬についての墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかな収集、遺体の搬送の手配等を実施について、適宜協力する。

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置（県行動計画抜粋）

- 業務の継続等
  - ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が示す事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知を行う。
  - ・ 県は、各事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。
- 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第52条）
 

県内未発生期の記載を参照
- 運送・通信・郵便等の確保（特措法第53条）
 

県内未発生期の記載を参照
- サービス水準に係る県民への呼びかけ
 

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
- 緊急物資の運送等（特措法第54条）
 

県内未発生期の記載を参照
- 物資の売渡しの要請等（特措法第55条）
  - ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

- ・ 県及び市町村は、県民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、国が備蓄している物資の活用を検討するよう、国に要請する。
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等
  - 県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。
- 犯罪の予防・取締り
  - 県内未発生期の記載を参照。
- 埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）
  - ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
  - ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
  - ・ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続等の特例に基づき対応する。
  - ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。